

山形県迷惑行為防止条例改正のポイント！

卑わいな行為の規制(第3条関係)

★公共の場所等以外での盗撮行為等を規制【新設】

第3条第2項を新設し、

- 学校、事務所等特定かつ多数の人が出入りする場所にいる人
- タクシー等特定かつ多数の人が利用する乗物に乗っている人

に対する盗撮行為等を新たに規制しました。

(例：会社の事務室で女性社員の机下に小型のカメラを設置してスカート内を盗撮する行為、学校の体育館でしゃがんでいる女子生徒のスカート内をスマートフォンで盗撮する行為)

★浴場、便所、更衣場その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいる場所での盗撮行為等を規制【改正】

第3条第3項では、これまで「公衆が利用することができる」と規定していましたが、改正後は、公衆利用に限らず、浴場、便所、更衣場その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けていない状態にいる場所に対する盗撮行為等を規制しました。

(例：自宅の浴室で入浴中の人の姿をのぞき見する行為、会社の個室トイレ内を盗撮する行為)

★カメラ等を「設置」又は「向ける」行為を規制【新設】

第3条で規制する卑わいな行為について、

のぞき見、撮影する目的で写真機等を設置し、又は向ける行為

を新設して規制しました。

(例：盗撮目的で、個室トイレや更衣室内にビデオカメラやスマートフォンを設置する行為、スカート内にカメラを差し入れる行為)

★行為の基準を「加害者のいる場所」から「被害者のいる場所」に変更【改正】

第3条で規制する卑わいな行為について、これまで、被害者と加害者が同じ場所にいる必要がありましたが、改正後は、加害者が離れた場所においても規制の対象となります。

(例：望遠カメラやドローンを使用して盗撮する行為)

嫌がらせ行為の規制(第9条関係)

特定の者に対する次の嫌がらせ行為を新たに規制

【追加】

★住居等の付近をみだりにうろつく行為

★拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールの送信等をする行為

電子メールやSNSメッセージの送信、ブログへの書き込みなども規制します。

★性的羞恥心を害するような電磁的記録(画像・動画)の送信

記録媒体(DVD等)の送付についても規制します。

罰則の引き上げ(第10条関係)

盗撮された下着や裸の画像がインターネットで瞬時に拡散される危険性があり、悪質性が極めて高いことから、盗撮行為について罰則を引き上げます。

【常習犯以外】

現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金



改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

【常習犯】

現行：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



改正後：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

山形県迷惑行為防止条例(改正部分抜粋)

(卑わいな行為の禁止)

第3条 何人も、正当な理由がないのに、公共の場所等にいる人又は公共の乗物に乗っている人に対し、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)一略一
- (2)衣服等で覆われている人の下着又は身体(以下「下着等」という。)をのぞき見し、又は写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器(衣服等を透かして見ることができるものを含む。以下「写真機等」という。)を使用して撮影すること。
- (3)前号に掲げる行為をする目的で、写真機等を設置し、又は衣服等で覆われている人の下着等に向けること。
- (4)前号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2. 何人も、正当な理由がないのに、学校、事務所その他特定かつ多数の人が出入りすることができる場所にいる人又はタクシーその他特定かつ多数の

人が利用することができる乗物に乗っている人に対し、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)衣服等で覆われている人の下着等をのぞき見し、又は写真機等を使用して撮影すること。
- (2)前号に掲げる行為をする目的で、写真機等を設置し、又は衣服等で覆われている人の下着等に向けること。

3. 何人も、正当な理由がないのに、浴場、便所、更衣場その他他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいる場所において当該状態にいる人に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)当該状態にいる人の姿態をのぞき見し、又は写真機等を使用して撮影すること。
- (2)前号に掲げる行為をする目的で、写真機等を設置し、又は当該状態にいる人の姿態に向けること。

(嫌がらせ行為の禁止)

第9条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為(ストーカー行為等の規制

等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。)を反復して行つてはならない。この場合において、第1号から第4号まで及び第5号(電子メールの送信等(同条第2項に規定する電子メールの送信等(以下「電子メール」という。))に係る部分に限る。)に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他の通常所在する場所(以下「住居等」という。)の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

- (1)つきまとい、待ち伏せし、道路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- (2)一略一
- (3)一略一
- (4)一略一
- (5)電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用

いて送信し、若しくは電子メールの送信等をするこ

- (6)一略一
- (7)一略一
- (8)その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

(罰則)
第10条 第3条第1項第2号、第2項第1号又は第3項第1号の規定に違反して撮影した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
2. 常習として前項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。